

○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与に関する規程

令和 7 年 2 月 13 日

水道企業部管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 56 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 6 号。以下「給与条例」という。）に基づき企業職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この管理規程において「職員」とは、給与条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。

(給与期間)

第 3 条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の初日から末日までとする。

(給料表等)

第 4 条 給与条例第 3 条の規定による給料表は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 4 号）。以下「一般職給与条例」という。）を準用する。
この場合において「行政職」とあるのは、「企業職」に読み替えるものとする。

2 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定めるとおりとし、これに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 職務の級別区分は、別表第2に定めるとおりとする。

4 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級いずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給するものとする。

(初任給、昇格及び昇給等)

第5条 職員の初任給、昇格及び昇給等の決定については、印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）第1条に規定する事務局の一般職職員（以下「事務局の一般職職員」という。）の例による。

(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)

第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、事務局の一般職職員の例による。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規程による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、事務局の一般職職員の例による。

3 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）の給料月額は、事務局の一般職職員の例による。

4 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について、前 3 項の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（給料の支給方法）

第 7 条 給料は、給与期間につき、その全額を支給する。

第 8 条 給料の支給については、一般職給与条例及び印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給料等の支給に関する規則（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第 6 号。）を準用する。

（地域手当）

第 9 条 給与条例第 7 条に規定する地域手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

（扶養手当）

第 10 条 給与条例第 6 条に規定する扶養手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

（住居手当）

第 11 条 給与条例第 8 条に規定する住居手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

(通勤手当)

第 12 条 給与条例第 9 条に規定する通勤手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

(給与の減額)

第 13 条 職員が勤務しないときは、事務局の一般職職員の例により給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 14 条 給与条例第 11 条に規定する時間外勤務手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

(休日勤務手当)

第 15 条 給与条例第 12 条第 2 項に規定する休日勤務手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

(夜間勤務手当)

第 16 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 19 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

第 17 条 前 3 条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合等に関する規則（平成 14 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則第 11 号）及び管理者が別に定める規則を

準用する。

(端数計算)

第 18 条 第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 14 条から第 16 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算出する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 19 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第 20 条 給与条例第 4 条の規定により管理者が指定する職は、別表第 3 の補職名の欄に掲げる職にある職員とし、当該職員に支給する管理職手当の額は、同表の管理職手当額の欄に掲げる額とする。

2 前項に定めるもののほか、管理職手当の支給に関しては、一般職給与条例を準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第 21 条 給与条例第 14 条の 2 第 1 項に規定する管理職員特別勤務手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

(特殊勤務手当)

第 22 条 給与条例第 10 条に規定する特殊勤務手当は、別表第 4 のとおりとする。

2 特殊勤務手当を支給される作業（以下「特殊勤務」という。）に従事した場合の特殊勤務手当の支給方法は次の各号に掲げるところによる。

(1) 日額で支給される特殊勤務に従事した場合の特殊勤務手当（災害出動手当を除く。）の支給については、勤務した時間が 1 日 4 時間未満である場合、日額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(2) 日額で支給される特殊勤務に同時に 2 以上従事した場合に支給する手当の額は、当該手当のうち最も高い額をその者に支給する手当の額とする。

(3) 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。

(4) 特殊勤務手当は、前各号に規定するもののほか、給料の支給の例により支給する。

3 特殊勤務手当の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該特殊勤務手当の額とする。

4 災害出動手当の支給対象となる作業を災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定され、又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であつ

て管理者が認める区域（以下「立入禁止区域等」という。）で従事した場合にあっては当該作業ごとに定める手当の額にその 100 分の 100 を、日没時から日出時までの間に従事した場合（立入禁止区域等で従事した場合を除く。）にあっては当該作業ごと定める手当の額にその 100 分の 50 を加算した額を支給する。

（特殊勤務命令）

第 23 条 特殊勤務の命令は、特殊勤務命令簿（別記第 1 号様式）により所属長が行い、当該所属長がこれを保管する。

（期末手当）

第 24 条 給与条例第 15 条に規定する期末手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

（勤勉手当）

第 25 条 給与条例第 16 条に規定する勤勉手当の額及び支給方法等は、一般職給与条例を準用する。

（特定の職員についての適用除外）

第 26 条 第 14 条から第 16 条までの規定は、第 20 条に規定する職にある職員には適用しない。

（休職者の給与）

第 27 条 給与条例第 18 条に規定する休職者に対する給与については、一般職給与条例を準用する。

（給与の口座振込）

第 28 条 給与は、職員からの申出があるときは、その者の預金口座へ振込の方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第 29 条 給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金
- (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金
- (3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険にかかる保険料並びに積立年金に係る積立金
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前の給与の取扱いについては、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与に関する規程（昭和 56 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規程第 3 号）の相当規程によるものとする。
- 3 当分の間、60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後の職員の

給料の取扱いについては、事務局の一般職職員の例による。

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律 63 号。以下「改正法」という。）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）及び改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員の給与の取扱いについては、事務局の一般職職員の例による。

別表第1(第4条第2項)

企業職級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	部長、次長又は技監の職務
6級	課長、主幹の職務
5級	課長補佐、副主幹の職務
4級	主査の職務
3級	主査補の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
1級	主事又は技師の職務

別表第2(第4条第3項)

企業職級別職務区分表

職務の級	
7級	部長、次長、技監
6級	課長、主幹
5級	課長補佐、副主幹
4級	主査
3級	主査補
2級	主任主事、主任技師
1級	主事、技師

別表第3(第20条)

補職名	管理職手当額
部長	88,500円
次長 技監	70,800円
課長	66,500円
主幹	53,200円
課長補佐 副主幹	41,700円

別表第4(第22条)

種類	支給対象	手当の額
土地買収交渉等 手当	1 土地、家屋その他物件の移転若しくは工事に伴う損失補償の交渉又は用地の買収若しくは借上げの交渉に従事したとき。	日額 400円
	2 土地境界立会に従事したとき。	日額 200円
災害出動手当	1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視に直接従事したとき。	日額 710円
	2 前項の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)に直接従事したとき。	日額 1,080円
漏水等対策手当	1 日曜日、土曜日及び休日において漏水等対策業務に従事したとき	日額 1,000円

